

令和2年5月13日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
5月14日から小学校などが再開されることを受け、教育・保育施設においても登園を控える要請を解除いたします。

登園する場合は、引き続き体温の計測や下記の対応など感染拡大を防ぐためのご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応

子どもへの対応

登園前に、子どもの体温の計測の徹底をお願いします。

次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、登園をお控えください。(※裏面のフロー図参照)

(1) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合(この場合の登園を避ける期間の基準：感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間)

濃厚接触者…必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、感染者と接触した方など

(2) 登園前に子どもの体温を計測し、発熱や呼吸器症状(咳など)が認められる場合(この場合の登園を避ける期間の基準：解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで)

保育施設の職員(保育士等)への対応

保育士をはじめ、保育施設で従事する全ての職員についても、子どもへの対応と同様の対応を行うこととします。

臨時休園する場合

(1) 感染した子ども・職員が、発熱や呼吸器症状が出ている状態で登園していた場合、その保育施設については臨時休園(一部または全部)することとします。

(2) (1)とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、県の衛生部局等と相談の上、感染者がいない保育施設についても臨時休園を行うことがあります。

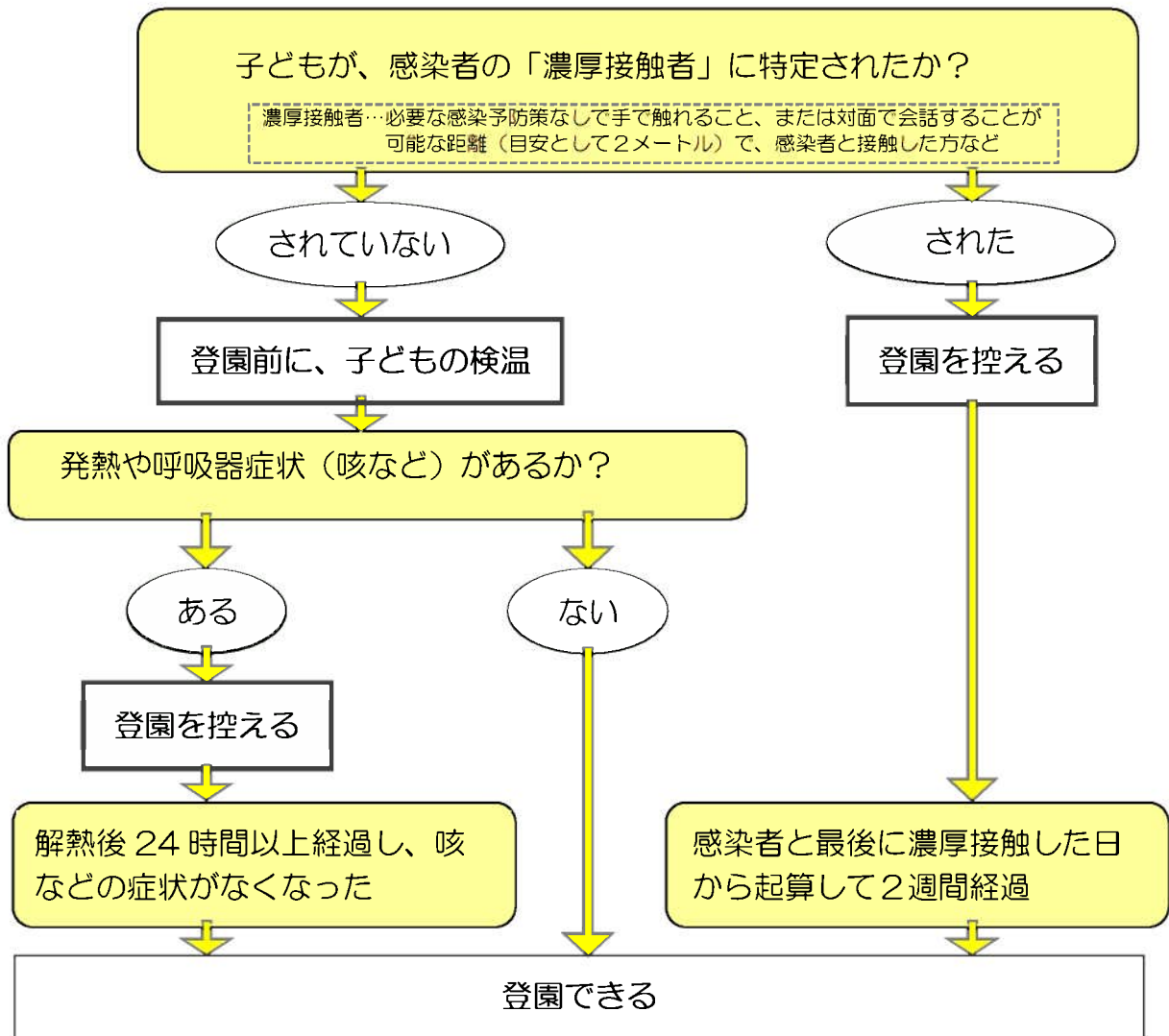
登園をしなかった場合の保育料について

4月21日から5月13日までの期間中に保育園を利用しなかった場合、利用しなかった日数分の保育料は日割り計算を行います。日割り計算した保育料は、翌月以降の保育料に振り替えます。日割り計算に伴うお手続きは不要ですが、保育料変更のお知らせは行いませんのでご了承ください。

【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151

子どもへの対応（フロー）



◎濃厚接触した日から起算して2週間の考え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2	濃厚接触 ③	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	登園可能 ⑩	18	19	20	21

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- (1) 厚生労働省電話相談窓口 TEL：0120-565-653
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）
- (2) 佐賀県健康増進課 TEL：0952-25-7075
受付時間：8:30～17:15（平日）
- (3) 唐津保健福祉事務所 TEL：0955-73-4186
受付時間：8:30～17:15（平日）